

令和7年度

**スポーツ産業の成長促進事業「スポーツコンプレックス
推進事業（多様な世代が集う交流拠点としてのスタジア
ム・アリーナ選定事業等）」**

仕 様 書

令和7年3月31日

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

1 委託事業名

令和7年度 スポーツ産業の成長促進事業「スポーツコンプレックス推進事業（多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定事業等）」

2 事業の目的

「みる」スポーツのためのスタジアム・アリーナは、定期的に数千人、数万人の人々を集める集客施設であり、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設である。

多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに20拠点を実現することが成果目標とされており、その成果目標の達成に向け、スポーツ庁は、令和2年3月「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」（以下「選定要綱」という。）を策定・公表し、令和2年度から選定要綱に基づき選定作業を開始した。

（参考）多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱

<https://www.mext.go.jp/sports/content/20200306-spt-sposeisy-000005410-02.pdf>

これらを踏まえ、本事業では選定要綱に基づきスポーツ庁等が開催する審査委員会の運営、選定施設の評価ポイントをまとめた事例集の作成を行う。

また、スタジアム・アリーナ改革をさらに発展させ、関連施設やインフラ等を総合的・複合的に整備・活用すべく、十分なエリアマネジメントがなされた「スポーツコンプレックス」の推進を行うため、新たな選定制度の提案や、スタジアム・アリーナの新設及び改修並びにスタジアム・アリーナ（既存のものを含む。）を活用したまちづくりを検討している自治体等が利用可能な相談窓口の開設・運営等を行う。

3 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和8年3月24日（火）

4 成果物

以下を納品すること。

- ・スポーツ庁が指定する様式による委託事業完了（廃止）報告書を、本事業が終了した日から10日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに提出すること。
- ・本事業の成果報告書及び概要版を、本事業が終了した日から10日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに、原則として電子データで提出すること。

5 納入期限

令和8年3月24日（火）

6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）付 スポーツコンプレックス推進担当

7 委託事業の内容

以下の①～⑥を実施するとともに、本事業の成果の最大化のために必要な事項を、スポーツ庁担当者と協議の上実施すること。

①令和6年度多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定先^{*}の表彰式開催に関する支援業務

- ・多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定施設の表彰式会場の選定、コンテンツの検討、贈呈品等の手配、会場及び参加者との連絡調整に係る支援を行う。
- ・表彰式の開催、広報のための写真や動画の撮影及び編集、表彰式に係るアンケートの作成・収集・分析等、表彰式開催に伴う一連の支援業務を行う。
- ・表彰式開催後、表彰式全般に係る課題の抽出及び対応策の検討を行う。
- ・表彰式の開催は8月頃を目途に開催するものとする。

※令和6年度選定先

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943_00018.htm

②令和7年度多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定支援

- ・スポーツ庁が選定要綱に基づき開催する審査委員会の運営に当たって必要な公募、会議準備等の支援を行う。
- ・公募は7月頃までに実施するよう努めるものとする。また、当該選定事業への応募促進策を検討、提案する。
- ・同選定業務における、委員への委嘱、公募や選定作業に係る各種資料の見直し、申請者からの申請資料の確認、申請者や審査委員との連絡調整、審査委員会に必要な各種資料の作成、審査委員会の開催、議事録や審査講評の作成等、選定業務に伴う一連の支援業務を行う。
- ・選定拠点に関し、当該選定事業の開始当初より作成している事例集^{*}について、令和7年度選定施設の分を作成する。
- ・令和7年度分の選定業務は、以下を除き、12月末までに完了するものとする。
- ・選定終了後、選定事業全般に係る課題の抽出及び対応策の検討を行う。

※事例集イメージ

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250325-spt_sposeisy-300000725_1.pdf

③「全国のスタジアム・アリーナの新設・建替構想」情報の更新業務

- ・全国のスタジアム・アリーナ新設・建替構想情報については、掲載条件、抽出条件を検討、整理したうえで、公表情報の精査・一覧化を行い、わかりやすくまとめる。

- ・現在スポーツ庁のHPで公表している「スタジアム・アリーナ新設・建替構想 MAP」の更新作業を行う。必要に応じ、デザインの変更も行う。

※スタジアム・アリーナの新設・建替構想の現状

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943_00003.htm

④スタジアム・アリーナ改革の推進に関する相談窓口の運営業務

- ・全国各地でスポーツコンプレックス※1の推進やスタジアム・アリーナ整備を構想・計画している地方公共団体・民間企業等が相談できる窓口を、契約締結後すみやかに開設・運営する。
- ・相談窓口では、スポーツコンプレックスを実現するための十分なエリアマネジメントのあり方の説明、まちづくりとして面的に整備・活用を図る事業推進方法のレクチャー、優良事例の紹介、活用可能な関連施策に関する情報提供、専門家の紹介、相談事項に受託事業者自らが対応できない場合に対応可能と考えられる適切な関係機関、地方公共団体の担当部局又は関係府省庁の担当部局に関する情報提供等、相談内容に応じた支援を行う。これらの支援状況については、定例会（月1回以上など求める頻度を示す）でスポーツ庁に報告を行う。
- ・スポーツ庁が実施する先進事例形成支援事業に関し、支援先が求める情報提供や助言を行う。
- ・その他、スポーツ庁が求める、スタジアム・アリーナ事業に関する様々な情報提供や助言等を適宜行う。

⑤多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定事業終了後の新たな選定制度の提案

- ・多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定は2025年までに20拠点を選定することが目標とされている。必要に応じて現地視察やヒアリング等も行いつつ、同選定による効果等を検証した上で、目標達成後に同選定に代替する新たな選定制度その他改革推進施策を検討しスポーツ庁に提案する。その際、「スポーツコンプレックス推進事業（スポーツコンプレックスに関する調査事業）」との連携を図り、同事業における調査検討の内容も踏まえ検討を行う。（新たな選定制度等は2026年度開始想定）

⑥その他

- ・本事業の推進にあたっては、月1回以上スポーツ庁との打合せを行い、取組の進捗を共有する。また、打合せ時は事前に資料の納品を行うとともに、打合せ終了後すみやかに議事録を作成し、スポーツ庁に提出する。

※1 政府全体の方針として、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、スタジアム・アリーナの整備・活用に連なる内

容として「スポーツコンプレックスの推進」が示されている。

ここでいう、「スポーツコンプレックス」とは単にスポーツ施設の集合体を意味するものではなく、以下のように多様な視点でのComplex（複合施設・複合体）としていくことが期待される。

- ①スポーツ内でのComplex：異なるスポーツ種目・競技・施設の集約化と連携強化
 - ②異分野とのComplex：スポーツ分野と異分野との複合化及び包括的運営
 - ③まちづくりとのComplex：まちづくり政策との連携を明確に意識した政策
- ※詳細は、今後公表予定のスタジアム・アリーナ改革ガイドブック〈第3版〉を参照すること

8 事業規模

事業規模は20,000千円を上限とする

9 応募者に求められる要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

2-1-1 過去にスタジアム・アリーナに関する調査を実施した実績がある、直近で自治体やスポーツ団体のスタジアム・アリーナの構想計画等支援実績がある、選定制度の策定と運用経験がある。〔類似事業の実績内容により加点する。〕

2-2 組織の事業実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 スタジアム・アリーナに関する幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 業務従事予定者が過去にスタジアム・アリーナに関する事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）

○スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする。)

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10 検 査

受託者による業務完了(廃止)報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。)が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計

額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 4 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。